

中華人民共和国（マカオ）

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項, 2 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	<p>1 嘱託書 (総領事あてー総領事の管轄区域については VI) 1 通 写し 1 部</p> <p>2 送達報告書用紙 1 通</p> <p>3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、中国語、ポルトガル語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1 通</p>	<p>1 要請書 ※1 (中央当局の名称及び所在地については VII) 2 通 写し 1 部</p> <p>2 送達すべき文書 ※1 (中国語又はポルトガル語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2 通</p> <p>3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)</p>	<p>1 嘱託書 (管轄裁判所あてー中國語又はポルトガル語の訳文添付) 1 通 写し 2 部</p> <p>2 送達すべき文書 (中国語又はポルトガル語の訳文添付) 1 通 写し 1 部</p>
IV 費用	不 要	原則として不要	必 要
V 期間※2	3箇月	先例なし	先例なし
VI 総領事の管轄区域	在香港日本国総領事	香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区政府の管轄に属する地域	
VII 中央当局 (指定当局、 送達条約 18 条 1 項)	名 称 所在地	the Procuratorate of the Macao Special Administrative Region. 7th Floor Dynasty Plaza Building Alameda Dr. Carlos D'Assumpcao NAPE, Macao	

※1 要請書、送達すべき文書及び訳文の中で、「香港」「マカオ」「台湾」という単語が「中華人民共和国」という単語と離れて単独で使用されている場合、要請を拒否される事案が発生しておりますので、ご注意ください。

【記載例（香港の場合）】

原文：中華人民共和国（香港） 英文：Hong Kong, China

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。